

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 28 日

竹内街道・横大路

～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～

活性化実行委員会会長

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

「竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務」

### (2) 業務の目的

日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーと周辺の沿道の魅力を国内向けに新聞紙面を活用して東京都内を中心に普及するとともに、東京都内でシンポジウムを開催して竹内街道・横大路の普及活動と来訪者の新たな展開を図るものとする。

### (3) 委託内容

本業務は、新聞紙面を活用して日本遺産を紹介するとともに、東京都内でシンポジウムを開催するものとする。

※詳細については、4の(2)により配布する「竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務」委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (4) 委託料上限額

金 5, 400, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、仕様書に示すところによる。

### (6) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 28 日まで。

## 2. 応募資格

この委託業務における委託事業者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成30年8月28日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県及び実行員会参加自治体のいずれかの自治体においても入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成30年8月28日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県における物品等購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿に営業種目「Q5 ①広告・イベント業務」で登録している者、又は、参加資格（営業種目）登録業務一覧表の団体ごとの営業種目で登録している者。（ただし、提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。）
- (13) 過去5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日までに完了した業務）に本件業務と同様の業務（東京都23区内の400名以上の会場規模で開催したシンポジウム）について元請実績を有する者であること。

### 3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。

- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4. 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町まちづくり推進部観光産業課 日本遺産事業推進事務局

TEL : 0721-98-5521 FAX : 0721-98-4514 Email : kankousangyou@town.taishi.osaka.jp

- (2) 仕様書の配布

平成30年8月28日（火）から同年9月18日（火）午後3時までの間に、インターネットの「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会ホームページ」から入手するものとする。

- (3) 竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布

平成30年8月28日（火）から同年9月18日（火）午後3時までの間に、インターネットの「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会ホームページ」から入手するものとする。

- (4) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 質問の受付

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 5. 委託事業者の選定

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は返却しない。

- (3) 本業務の詳細は、4の（2）及び（3）により配布する仕様書及び募集要項に示すところによる。